

仙台弁護士会紛争解決支援センター インターネットによる申立てとウェブ会議による 完全オンラインの紛争解決

仙台弁護士会紛争解決支援センター（ADRセンター）では、令和4年4月1日より、弁護士が間に入って紛争を解決する手続（ADR）を、ウェブサイトから申し込むことができるオンライン申立ての受付を開始しました。

以下の画面のように、スマートフォンやパソコン、タブレット等からどなたでも、インターネット上のウェブサイトで申し込むことができますようになります。

なお、従前は弁護士の法律相談を受けてからでないと申立てができませんでしたが、法律相談を受けなくても申立てができるようになりました。

＜申立画面（パソコン画面）＞

仙台弁護士会 紛争解決支援センター

ログアウト

3 必要事項入力をお願い

STEP3

トップページ > 申立て内容（申立ての趣旨）

申立て内容（申立ての趣旨）

この頁では、相手方に求める事項（結論）を【申立の趣旨】としてご記載ください。ご記載頂きました申立の趣旨は相手方にも伝わる事項ですので、ご注意ください。

具体例

・相手方に〇万円（相当額）の支払いを求める。

※申立の趣旨に特段限定はありません。もっとも、相手方にも伝わる事項となりますので、わかりやすくご記載いただきますようお願い申し上げます。

趣旨 ☒ 相手方に支払いを求める
☐ 相手方に相当額の支払いを求める
☐ その他

具体的な金額 円

更新する

送信内容の最終確認へ

Copyright(c) SENDAI BAR Association All Rights Reserved.

仙台弁護士会 紛争解決支援センター

ログアウト

3 必要事項入力をお願い

STEP3

トップページ > 申立て内容（紛争の概要・要点）

申立て内容（紛争の概要・要点）

この頁では、相手方との、紛争の概要・要点についてご記載ください。
ご記載頂きました特記事項は相手方にも伝わる事項ですので、ご注意ください。
なお、申立人として、証拠の提出をお考えの方につきましては、申立完了後、当会からお送りいたしますメールにて、提出方法等ご案内致しますので、ご参照頂きますようお願い申し上げます。

具体例

契約書を交わして商品を納入したが、相手方が代金を払ってくれない。支払いを求めたら、思っていたものと違うので代金を減額して欲しい。」と言われたが、こちらはきちんと商品を納めているので、全額を支払って欲しい。

隣家のエアコンの室外機がうるさく、夜中もつけているため眠れない。騒音を止めるために、必要な対策をして欲しい。

特記事項

☐ コロナに起因する紛争

申立て後の手続も、Zoomなどのウェブ会議ツールによって実施することができます。
申立て前に法律相談（電話可能）を受けることもできますので、専門家の力を借りて解決したいご相談がある方、ADRについて詳しく知りたい方は、下記の仙台弁護士会ウェブサイト（URL・QRコード）、電話番号からお問合せください。

ADRの手続の流れ、費用、よくあるご質問については、裏面をご覧ください。

詳しいお問い合わせ

仙台弁護士会紛争解決支援センター

TEL:022-223-1005

Mail:adrsendai@gmail.com

<https://senben.org/center>
(仙台弁護士会ウェブサイト)

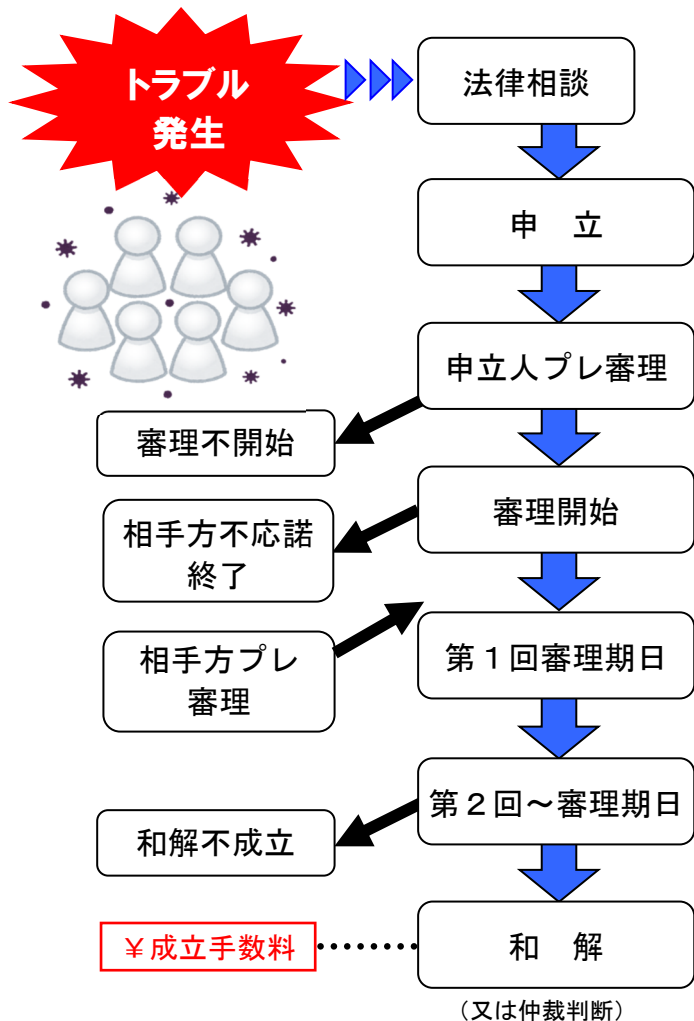


<https://andseek.com/adr>
(オンライン申立受付ページ)



ADRの流れ

仲裁人(弁護士の中から選ばれます)が申立人と相手方の双方の言い分を良く聞いた上で、和解あっせんをします



■手数料など

●新型コロナウイルスに起因する事案

新型コロナウイルスに起因する紛争と認められる場合、原則として、申立手数料は無料で、和解が成立した際に、下表のとおり解決額に応じて算出された金額を申立人と相手方で折半して負担していただきます。

解決金額	割合(税込み)
100万円までの場合	4.4%
100万円を超え300万円の場合	2.2%+2万2000円
300万円を超え3000万円の場合	1.1%+5万5000円
3000万円を超える場合	0.55%+22万円

●その他の事案

原則として、ADRを申し立てる方は申立手数料として2万円(税別)、相手方としてADRに参加する方は1万円(税別)を納めていただきます。また、和解が成立した際に、下表のとおり解決額に応じて算出された金額を申立人と相手方で折半して負担していただきます。

解決金額	割合(税込み)
100万円までの場合	8.8%
100万円を超え300万円の場合	5.5%+3万3000円
300万円を超え3000万円の場合	1.1%+16万5000円
3000万円を超える場合	0.55%+33万円

よくあるご質問など (FAQ)

Q ADRってどんな内容でも使えるの？

A 新型コロナウイルス関連の問題だけではなく、広く様々な事案でご利用いただけます。

Q オンライン申立てって難しそう。。。

A パソコン、タブレット端末、スマートフォンなど、インターネットができる環境があれば、簡単にご利用いただけます。もちろん、窓口で申し込んでいただくことも可能です。

Q 費用がどれくらいかかるのが心配です。

A 手数料については上記の手数料一覧表をご覧ください。

新型コロナ関連の申立ての場合、手数料の減免措置が受けられます。

Q まず法律相談を受けないといけないと聞いたのですが

A 令和4年4月1日以降、予め法律相談を受けることは必要でなくなりました。

ADRを申し立てる前に、法律相談を受けたい場合には、仙台弁護士会までご連絡ください。